

13番（佐藤澄男君） 若干答弁漏れありますから、この質問とあわせていただきたいと思うんです。副読本による教育実態というのはあるのかどうかということでございます。

それと、採択の仕組み、これはよく今説明があってわかったのですが、結局専門委員会の、専門委員会というのは、その教科の専門、要するにその担当、担任の教師がなるというのが普通だと思うんです。そうしますと、教育委員会、要するに教育委員も町の選定の委員では当然あるんですけども、専門の先生に任しているんだから間違いないんだろうというようなことでの決め方、そういったようなことがありはしないかという懸念、こういったものがあるわけです。法律で決められている教育委員がこの採択に当たるという規定が明白にあるわけですから、どうか教育委員の皆さん、ひとつこの時期忙しいだろうと思いますけれども、教科書をよく読んでいただいて、学習指導要領にのっとった記述がなされているかどうか、そういったことをきちんと踏まえて採択に当たっていただきたいというふうに思うところであります。

また、昨今、教科書に関する関心というのは非常に高いように感じるんです。4年前は、新しく教科書の採択に名乗りを上げた会社は、市販本を出しておるんですね。それで60万くらい売ったということでの実績があるんでありますけれども、ひとつ、これは文部科学省でも通達を出しているようなんです。初等教育、中等教育局長が、県教委員長あてに採択についてということで、学校や公立図書館に教科書を整備したらどうかというようなことでの通知を出しておるようであります。我が町にも立派な図書館があるわけですから、そういった関心の高まりを受けて、教科書を図書館に設置する、そういう考えはないのかどうか伺っておきたいと思えます。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） まず一番最初に、副読本の話ですけれども、この町の学校で副読本を使っているのは、わずか2冊、「私たちの宮城」というやつと、それから「心のノート」というわけで、ほかの副読本はほとんど使っておりません。前は、例えば「私たちの町・小野田」というふうなものを先生方につくってもらって、使っていましたけれども、現在は、それはまだつくっておりませんので、新しい加美町になって、それも作り直さなければならないかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、教科書採択に関しましては、さまざまあるわけですけれども、いわゆる我々のところに献本という形で各会社から送られてきます。献本という形で。これも相当な数であろうと思うんです。それで、献本された数も、値段をつけて子供たちに配布される

ときは上乘せされて、恐らく価格が高くなってくだろうと。あれは印刷するのは紙代だけで済むんだということになればまた別ですけれども、そういうふうな形で献本されてきております。

それで、私は、献本されてきた本を教育委員会の応接室に全部展示しました。見てくださいということで、献本してきた教科書については全部展示しました。教育委員の方々にも見てくださいよということで、教育委員会でお話ししまして、見てもらうようにしております。

それから、中学校の、先ほど話しました専門委員に選ばれてきた先生方も、これについて勉強してください、あるいは5部ずつ来ますから、教育委員1人当たり1冊という感じだと思いますけれども、5冊ずつ来ます。それで、5冊のうち3冊は中学校にやりました。2冊については、教育委員会で交互に見なさいということにしてあります。

と同時に、古川の合庁の中にある教育事務所の施設の中に、教科書展示会というものがあります。各中学校の先生方も、すべての出版社から出されてきている教科書、それを見ることが出来ます。それで、私たちの中に、教科書目録というものが、中学校のやつが来ているわけですけれども、これと献本されてきている数は違います。要するに、教科書会社によっては、献本しないでも採用してくださいよというふうな形で来ているところもありますから。それで、献本されてきたものについては、かなり多く目を通すことができるということ。これは、どこかのコマーシャルと同じような性格ではないかと思えますけれども、いずれにいたしましても、そういうふうな取り扱いの中でやっております。

それで、図書室にこれをセットしろというふうなことになるますと、かなり膨大な数になります。予算的にも、大体……、相当の金額が必要になってくだろうと思えます。恐らくそのものを献本しようといっても、なかなかそうはいかないだろうと思えますね、図書館にセットするまでは。ですから、選定が終わった後ほかの教科書を展示するということについてはやさかでございますけれども、図書館との協議の中で、そういうスペースがあるかどうか検討して対処したいと、こういうふう考えております。

議長（米澤秋男君） 13番。

13番（佐藤澄男君） 大分認識が深まってきたように感じるんですが、いずれにいたしましても、この歴史教科書に限って言えば、私の調べた範囲では、T社という会社の採択率が全国で51%超えたんです。これは、いろいろな反動的なことも4年前ありまして、この教科書がいいというようなことでの評価になったという、建前はそういうふうになっているんですが、驚くことにその内容を見ますと、これは別に思想的なことを私言うわけではないんですけれども、例

例えば聖徳太子が出てこないんですね、聖徳太子のやったこと、要するに律令国家を確立したその時代背景、こういったものが中国の……、何と申しますか、そっち側から見たような記述というようなことが書かれているわけですし、要するに中国の模倣で律令制度をつくったんだという記述がなされているのが、我が町で使われている教科書の中の一部なんです。

その一方、有名な「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す」という、この対等外交の基本となった、こういった記述が何ら示されていない教科書なんです。

また、いろいろなそういう記述、いろいろ評価があるんでしょうけれども、日本がやったことは侵略というようなことで、例えば向こうからやられたこと、例えば元寇、蒙古が攻めてきたことがあるんですけども、それは「攻め入って来ました」というような表現、こういうのがあるんです。ですから、まだまだいっぱいあるんでありますけれども、こういったことをどういうふうにとらえるかというようなことの基本的な感覚、意識の問題もあると思いますけれども、歴史を学んで子供たちが将来、この国と、この国までもいなくても、この地域のため、親、家族のために頑張るぞというような、そういうふうにしていける、そういう教育現場の基本的な問題が、この教科書にあるんだろうというふうに思っております。

ですから、たかが教科書、毎日マスコミで騒いでいるわいというようなことでのとらえ方ではなくて、もう少し真剣に子供たちの、現場にある、人間形成の一番大切な時代に習う教科書を選ぶという、この非常に大事な権限というのは教育委員にあるということ、もう一回認識をしていただいて、ことしの採択、少なくとも4年前の異常な騒然とした中での採択はしてほしくないと思いますし、その中で肅々と今、教育長から答弁をいただいたような中で、よりよい教科書が子供たちの手に届けられるように希望しております。その辺のことについて、最後に答弁をいただいて終わりにします。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 検定を通った教科書は、すべて指導要領に沿った形でやっているわけです。問題は、教科書を教えるのか、教科書で教えるのかということになります。それで、大抵の先生方、教科書「を」教えるところに問題があるのではないかと思います。やはり自分というものは、子供たちに対する場合に、人間対人間の付き合いの中で指導力というものが発揮されるわけですし、決して教科書を上手に教えたから、それが学力につながる、あるいは知識につながるというものではないと思っています。やはり、教育活動の中で、かなり印象的に自分の心に響くような指導を受けた先生方には、これはそれなりの尊敬が得られるわけですし、その辺のところ、先ほど申し上げたように教員養成の中で教員そのものに必要とされる

資質として、私は教員養成制度の改革について提言しているというところでございます。現在のところ、その望みはかなり苦しい。私一人頑張っても、どうにもならないというところがございます。

ただ、そういう方向での努力だけはいたしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、13番佐藤澄男君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

これにて一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後2時18分 休憩

---

午後3時20分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第4 報告第3号 平成16年度加美玉造土地開発公社決算について

議長（米澤秋男君） 日程第4、報告第3号平成16年度加美玉造土地開発公社決算についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第3号平成16年度加美玉造土地開発公社決算について報告を申し上げます。

加美玉造土地開発公社の平成16年度事業報告並びに決算は、お手元に配付をいたしました平成16事業年度事業報告のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたすものであります。以上であります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第3号平成16年度加美玉造土地開発公社決算についての報告を終了いたします。

---

日程第5 報告第4号 平成16年度株式会社葉菜振興公社決算について

議長（米澤秋男君） 日程第 5、報告第 4 号平成16年度株式会社薬業振興公社決算についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第 4 号平成16年度株式会社薬業振興公社決算について報告を申し上げます。

株式会社薬業振興公社の平成16年度決算は、お手元に配付をいたしております平成16年度営業報告書のとおりでありますので、地方自治法第 243条の 3 第 2 項の規定により報告をするものであります。以上であります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第 4 号平成16年度株式会社薬業振興公社決算についての報告を終了いたします。

---

日程第 6 報告第 5 号 平成 1 6 年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について

議長（米澤秋男君） 日程第 6、報告第 5 号平成16年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第 5 号平成16年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について報告を申し上げます。

株式会社陶芸の里宮崎振興公社の平成16年度決算は、お手元に配付を申し上げております平成16年度決算報告書のとおりでありますので、地方自治法第 243条の 3 第 2 項の規定により報告をするものであります。以上であります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第 5 号平成16年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算についての報告を終了いたします。

---

日程第 7 報告第 6 号 専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）

議長（米澤秋男君） 日程第7、報告第6号専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第6号専決処分した事件の報告について説明を申し上げます。

本案件は、平成17年2月28日午前6時ごろ、加美町鳥屋ケ崎字倉沢道下42番地1において、町所有除雪車両が県道を走行中、交差点に差しかかり減速した際に、積雪のためタイヤがスリップして、後部タイヤが民家のブロック塀に接触し、その一部に損壊を与えたもので、過失割合が町100%により、賠償額が16万2,120円と決定いたしました。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定により、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲内においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することは、町長専決事項に当たることから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。以上であります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これにて報告第6号専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）の報告を終了いたします。

---

日程第8 報告第7号 平成16年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（米澤秋男君） 日程第8、報告第7号平成16年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第7号平成16年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を申し上げます。

本案件は、平成16年度加美町一般会計補正予算（第7号）で繰越明許費の決議をいただいておりますが、第8号も含めてであります。統合保育所建設事業、田谷地湿原木道整備事業、町道整備事業の西田グランド線、西上野目青野線、役場・切込線、天王・鳥嶋線の4路線ほか、町営北原住宅建設事業、町営上石住宅建設事業、陶芸の里スポーツ公園陸上競技場整備事業の9事業について、繰越計算書を作成をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。以上、報告を終わります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めま

す。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第7号平成16年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終了いたします。

---

日程第9 承認第1号 専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例について）

議長（米澤秋男君） 日程第9、承認第1号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 承認第1号専決処分した事件の承認について説明申し上げます。

本案件は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する政令が、平成17年3月31日に公布されたことに伴い、加美町税条例の一部を改正するものであります。

その主な改正は、町民税関係として、一つには65歳以上の者で前年の合計所得金額が150万円以下の者に対する個人町民税の非課税措置を廃止する改正で、この改正は、平成18年度分以降の個人町民税から適用するもので、平成17年1月1日時点で65歳に達していた者で前年の合計所得金額が125万円以下の場合、平成18年度分については所得割及び均等割の税額の3分の2を減額し、平成19年度分については3分の1を減額するというものであります。

二つ目は、肉用牛の売却による事業所得に係る特例を平成21年度まで3年間延長するものであります。

また、固定資産税については、災害に伴う避難指示等が翌年度以降に及んだ場合、これまで災害によって住宅が存しなくなった土地であっても、避難指示等の解除後2年度分まで住宅用地の特例を適用するものとしてきたものを、解除後3年度分まで1年間延長するという改正であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第1号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例について）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、承認第1号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日は午前10時まで本議場に御参集願います。

大変御苦労さまでした。

午後3時32分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長澤口 信が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成17年6月21日

加美町議会議長 米澤秋男

署名議員 早坂良平

署名議員 一條光